

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第 37 回評議員会 議事録

- 1 開催日時 2024 年(令和 6 年)1 月 19 日(金)午後 1 時～午後 3 時 40 分
- 2 開催場所 全日自労会館 6 階会議室
- 3 評議員 総数 5 人
- 4 出席した評議員数(敬称略 順不同)
内訳 本人出席 4 人
廣瀬肇 福富保名 宮本禮次郎 猪野保正
欠席者 高木哲次
- 5 監事の出席 伊藤東一 小太刀美津枝
欠席者 伊藤東一
- 6 理事の出席 理事長・神田豊和 常務理事・涌井俊夫
- 7 議 題
議題：第 1 号議案 議事録署名人選出の件
第 2 号議案 第 48 回理事会、第 49 回理事会、第 36 回評議員会以降近々の報告(役員の職務報告等含む)の件
第 3 号議案 定款変更の件(都城事業所の閉鎖について)
第 4 号議案 就業規則改訂案の件(第 2 条「ただし」書きの件)
第 5 号議案 2023 年度第二四半期結果と監査報告の件
第 6 号議案 2024 年度予算作成にあたっての件
第 7 号議案 第 50 回理事会開催の件 3 月 8 日(金)午後 1 時～
第 8 号議案 第 38 回評議員会開催の件 3 月 25 日(月)午後 1 時～
- 8 議長等選任および会議成立の定足数の確認
定刻に至り、神田豊和理事長は開会を宣し、涌井俊夫常務理事が定款 20 条にもとづき評議員会の定足数を報告した。続いて議長に宮本禮二郎評議員を選出し、本日の評議員会は定数を満たしたので有効に成立した旨を告げたあと議題の審議に入った。
- 9 議事の経過と審議状況および決議の結果
上記のとおり出席があったので、本評議員会は適法に成立した。
- 10 宮本議長から議事録作成人についての提起があり、涌井俊夫常務理事を全体で承認した。

第1号議案 議事録署名人の選出の件

宮本議長から指名により、神田理事長が第1号議案である議事録署名人に議長の宮本禮二郎、評議員・福富保名、評議員・猪野保正の3氏を指名した。

宮本議長はその賛否を問うたところ、満場異議なく承認した。

第2号議案 第48回理事会、第49回理事会、第36回評議員会以降近々の報告(役員の職務報告等含む)の件

宮本議長からの指名により、涌井常務理事が第2号議案である第48回理事会、第49回理事会、第36回評議員会以降近々の報告をおこなった。

つづいて、涌井常務理事から理事長、常務理事の職務執行について報告があった。

つづいて、涌井常務理事から2023年10月1日現在の「常用雇用調査」結果について報告があった。

つづいて涌井常務理事から、旭川・仙台・ITセンター・京都事業所・ワークセンター・田川・都城の各事業所について『協会だより』なども参考にして、新型コロナウイルス感染などや近況などについて報告があった。

つづいて涌井常務理事から、当初11月下旬か12月上旬にオンラインでの全国所長会議を予定していましたが、各所長の日程があわないことと、常務理事が年末に肺炎による入院などにより体調不良が続いており、今回は延期することにするの報告があった。

つづいて涌井常務理事から、第47回理事会決議(6月7日)において理事会の補助機関として「事業委員会」を設置して第1回を10月18日、第2回を11月15日に開催。確認事項として①2020年度および2021年度剰余解消に向け「特定費用積立口座」を設置する、②口座の運用については理事会の管理とする、③口座の使用目的は積立目的に限定する、などの報告があった。

つづいて涌井常務理事から、京都事業所内のハラスメントに関する「聞き取り調査」についての報告があった。第49回理事会として同事業所所長による同事業所職員のM氏にたいするパワハラ等は、事実関係を認定するには至らなかったと確認しました。後日、理事長名でM氏宛に「ハラスメント調査の結果について」を通知した、との報告があった。つぎにM氏について、昨年6月以降から岡山所長にたいする暴言、侮辱発言など繰り返しており、財団の「パワーハラスメント防止規定」と「京都事業所就業規則」に反する行為であると確認。上記の顧問弁護士とも協議してきた結果、理事会としてM氏にたいする「けん責処分通知書」「始末書」提出の通知をだすことを確認。12月25日付で本人宛に通知した。組合からは12月31日付「申入書」が届き、「本人・組合として納得できないので撤回」することと申し入れてきた。求めていた「始末書」の提出期限までには本人からの「始末書」は提出されていないことの報告

があった。

つづいて涌井常務理事から、内閣府認定等委員会からの「事業報告書」の修正依頼の件について、これまで8回の修正依頼が届いており、そのつど修正して提出しているとの報告があった。

その他の報告では、涌井常務理事から財団本部の資金繰りの報告があった。つづいて神田理事長から「高齢者の仕事と生活実態調査」(実行委員会形式・事務局は総合社会福祉研究所)から協力依頼があり、財団として13人分の調査票を回収したとの報告があった。調査は全体で1784人分が回収されている。全体をまとめた「報告書」は夏頃の予定。

つづいて涌井常務理事から、財団所有の全日自労会館1階のテナント「ミスタードーナツ工場」において深夜に火災報知器が鳴りだし消防車が来るなどの騒ぎが3回起きており、親会社のダスキン本社に再発防止と抜本的な改善措置を申し入れたと報告があった。ダスキン本社から抜本的な改善がされるまで、12月29日から改善するまで工場休止措置とダクトの清掃など今後再発しない対策をすすめることで双方が合意。

宮本議長は第2号議案の第48回理事会、第49回理事会、第36回評議員会以降近々の報告(役員の職務報告等含む)および各事業所の状況、事業委員会の報告など、その他の件について承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

第3号議案 定款の変更の件

宮本議長からの指名により、涌井常務理事から宮崎県都城事業所が昨年2月末で介護事業所から撤退して事業内容を清掃事業などで継続を図ってきたが、財政的、体制などの困難をかかえており事業所を閉鎖し、定款第2条の事務所の名称から「(7)都城事業所 住所」を削除する提起がされた。

定款の一部変更対照表

変更前の定款	変更後の定款
--------	--------

<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p>2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。</p> <p>(1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46</p> <p>(2) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号</p> <p>(3) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番地26号 宮井ビル7階</p> <p>(4) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地</p> <p>(5) ワークセンター 京都府京都市南区伏見区桃山町金井戸島 13番地48</p> <p>(6) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号</p> <p>(7) 都城事業所 宮崎県都城市妻ヶ丘町19街区6号</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p>2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。</p> <p>(1) 旭川事業所 北海道旭川市大町2条9丁目77-46</p> <p>(2) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号</p> <p>(3) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番地26号 宮井ビル7階</p> <p>(4) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地</p> <p>(5) ワークセンター 京都府京都市南区伏見区桃山町金井戸島 13番地48</p> <p>(6) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号</p> <p>※削除</p>
--	---

審議の結果、宮本議長は第3号議案・定款の変更、「(7)都城事業所 住所」の定款第2条からの削除について承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

第4号議案 「就業規則」改訂の件

宮本議長からの指名により、涌井常務理事から「就業規則」改訂の件について提起された。涌井常務理事から、昨年2月の内閣府立入検査の際、当財団「就業規則」第2条の但し書きの削除を求められていたことにあわせて改訂するものです。

就業規則の改訂変更対照表

変更前の就業規則	変更後の就業規則
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、第2章で定める手続きにより採用された財団本部ないし事業所の職員(以下「職員」と総称することがある)に適用する。</p> <p><u>ただし、各事業所において本規則と異なる内容の就業規則を作成し、理事長の承認を得た場合には、事業所規則が優先適用される。</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、第2章で定める手続きにより採用された財団本部ないし事業所の職員(以下「職員」と総称することがある)に適用する。</p> <p><u>ただし、各事業所において、場所、業務内容、資格等により就業規則の一部を修正、追加等する場合は、理事会で確認し、管轄の労働基準監督署に届けなければならない。</u></p>

審議の結果、宮本議長は第4号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

第5号議案 2023年度第二四半期結果と監査報告の件

宮本議長からの指名により、涌井常務理事から2023年度第二四半期結果について概要が報告された。

涌井常務理事からは、今期上半期の経営結果は、48万円の剰余です。前年対比で1,817万円後退しました。ITセンターとワークセンターの2事業所では剰余ができましたが、他の5事業所と本部は赤字でした。前年との対比でみると、旭川、田川などでは赤字でしたが前年より健闘しました。ITセンター、ワークセンター、京都事業所では前年比で剰余額が大きく後退しました。ワークセンターの自立支援5事業では訪問相談は赤字となりましたが、他の事業では剰余ができました。ITセンターでは公益で383万円の剰余、収益で244万円の赤字でした。介護事業分野は385万円の赤字となり、前年対比でも200万円後退しました。

財団全体では、公益事業が196万円の赤字、収益事業が245万円の剰余であったことが報告された。

つづいて、宮本議長からの指名により、小太刀監事から2023年度第二四半期の監査について2023年10月27日、財団事務所で伊藤監事とともに2023年度第二四半期の監査を実施したことが報告された。

監査結果 会計種類等は、監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認しました。また、此期の業務執行状況についても適正に執行されていることを確認しました。

- 監査意見**
1. 2023年度第二四半期の会計状況は、全体として剰余が出ていましたが、前年同期比では相当程度、減少しました。
 2. 一方で、内閣府より公益財団として、発生した剰余は収支相償ルールに基づき適切な処理をするよう指摘されています。財団として理事会で協議し、早急に具体的計画化を確立してください。
 3. 経理実務については、本部経理実務の向上、また、各事業所への経理指導をお願いします。

4. 本部常駐役員、職員の業務量が増加しています。業務の増加による待遇についても改善するようにしてください。

審議の結果、宮本議長は第5号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

第6号議案 2024年度予算作成にあたっての件

宮本議長からの指名により、涌井常務理事から2024年度予算作成にあたっての提起された。作成にあたってのポイントは、①情勢について、②私たちの視点、③第二四半期の結果をどうみるか、④2024年度予算について、⑤私たちの「強み」「弱み」「脅威」「機会チャンス」の分析をしよう、⑥予算作成にあたっての6つの項目。さらに「財団の一元化」に向けて「財団は事業所のために。事業所は財団のために」という組織づくりをめざすことを強調した。

審議の結果、宮本議長は第6号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

第7号議案 第50回理事会開催の件 3月8日(金)午後1時から

宮本議長からの指名により、涌井常務理事から第50回理事会開催の件が報告された。

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 第49回理事会、第37回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件 |
| 第2号議案 | 2023年度第三四半期結果と監査報告の件 |
| 第3号議案 | 2024年度事業計画(案)の件 |
| 第4号議案 | 2024年度予算(案)の件 |
| 第5号議案 | 第38回評議員会開催の件 3月25日(月)午後1時~4時 |
| 第6号議案 | 第51回理事会開催の件 6月7日(金)午後1時~4時 |

審議の結果、宮本議長は第7号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

第8号議案 第38回評議員会開催の件 3月25日(月)午後1時から4時

宮本議長からの指名により、涌井常務理事から第38回評議員会開催の件が報告された。

第1号議案	議事録署名人の選出の件	
第2号議案	第49回理事会、第37回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件	
第3号議案	2023年度第三四半期結果と監査報告の件	
第4号議案	2024年度事業計画(案)の件	
第5号議案	2024年度予算(案)の件	
第5号議案	第51回理事会開催の件	9月27日(金)午後1時~4時
第6号議案	第39回評議員会開催の件	6月24日(月)午後1時~4時

審議の結果、宮本議長は第8号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、宮本議長は、午後3時40分に閉会を宣言し散会した。

上記の決議を確認するため、議長および議事録署名人の評議員2人がこれに署名捺印する。

2024年(令和6年)1月19日

公益財団法人ソーシャルサービス協会
第37回評議員会
議事録署名人

議 長 宮本 禮二郎 印

評 議 員 福富 保名 印

評 議 員 猪野 保正 印

以 上